

平成28年2月1日

入札参加者 各位

杉並区経理課契約担当

平成28年度長期継続契約に係る入札方法及び契約書等について

平成28年度長期継続契約に係る入札方法及び契約書等については、以下のとおり取り扱いますので、注意の上で入札にご参加ください。

1 対象となる契約

(1) 物品の賃貸借契約（いわゆるリース契約）

ただし、再リース物品、レンタル物品は除外する。また、契約上消耗品の供給が契約上あるものも除外する。

(2) 役務の提供を受ける契約

年間を通じて継続的に役務の提供を受ける保守業務、管理委託業務など、杉並区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号に定める契約を対象とする。

2 入札方法

入札書に記載する金額は、履行期間（契約期間）に見積る総額の108分の100を契約期間で除し、物品の賃貸借契約では月額で、委託契約では年額で入札するものとする。

例 ①賃貸借 3年リース 総額9,720,000円（消費税含む）

$9,720,000円 \times 100 / 108 \div 36月 = 250,000円$ （入札金額）

②委託 施設管理業務 3年契約 総額38,880,000円（消費税含む）

$38,880,000円 \times 100 / 108 \div 3年 = 12,000,000円$ （入札金額）

3 契約書等

(1) 物品の賃貸借契約

契約金額の表示 「月額」

履行期限の終期 リース期間の終了年月日

契約締結担当者 リースの年額にて、杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則に規定する担当者

(2) 役務の提供を受ける契約

契約金額の表示 「年額」

履行期限の終期 委託期間の終了年月日

契約締結担当者 委託業務の年額により、杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則に規定する担当者

入札書の金額に100分の108を乗じて得た額（月額又は年額）に1円未満の端数が生じるときは、1円未満の端数金額を切り捨てた額が契約金額（月額又は年額）となるので注意すること。

問い合わせ先 杉並区経理課契約担当

電話03-5307-0612